

消費税引き上げに伴う水道料金の改定のお知らせ

八街市 水道課

日頃より、本市水道事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

消費税法の改正により、平成26年4月1日から消費税の税率が5%から8%に引き上げられることになったため、現行の水道料金について、消費税引き上げ分の改定を行うことといたしました。

本市としましては、今後もこれまで以上に効率的な経営と市民サービスの向上に努めてまいりますので、この料金の改正に、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成26年3月

■水道料金表（1か月当たり）

現行料金					改定料金						
メーター口径	基本料金(円)	従量料金(円)				メーター口径	基本料金(円)	従量料金(円)			
		1m ³ ~ 10m ³	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 50m ³	51m ³ ~			1m ³ ~ 10m ³	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 50m ³	51m ³ ~
13mm	640	135	180	240	360	13mm	658	139	185	247	370
20mm	990					20mm	1,018				
25mm	1,790					25mm	1,841				
30mm	2,630					30mm	2,705				
40mm	4,200					40mm	4,320				
50mm	6,930					50mm	7,128				
75mm	17,430					75mm	17,928				

※上記料金表は消費税及び地方消費税額を含みます。

※上記の表により算定して得た金額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※請求は2か月毎にまとめて行います。

■給水申込負担金

給水申込負担金は、新しく水道を引かれるお客様が利用するメーターの口径に応じて、納めていただくものです。

現行料金		改定料金	
メーター口径	給水申込負担金	メーター口径	給水申込負担金
13mm	105,000円	13mm	108,000円
20mm	283,500円	20mm	291,600円
25mm	483,000円	25mm	496,800円
30mm	735,000円	30mm	756,000円
40mm	1,470,000円	40mm	1,512,000円
50mm	2,625,000円	50mm	2,700,000円
75mm	管理者が別に定める	75mm	管理者が別に定める

※上記料金表は消費税及び地方消費税額を含みます。